

宮座と長老

宮座の類型論試論

An Essay on Typology of Miyaza: A Ritual Organization Generally Focused upon the Shrine of the Local Tutelary Deity, *Ujigami*

関沢まゆみ

はじめに

①宮座の類型論的把握へむけて

②宮座の運営

まとめ

【論文要旨】

本論文の目的は、第一に宮座研究推進の一環として宮座の類型論を試みることにあり、第二に具体的な事例分析を通して、類型論を個別事例研究の関係において検証することにある。

これまでの宮座の研究により、宮座の主要な構成要素として、長老衆、神主、当屋が存在することが指摘されてきた。それに対し、本論では、神主と当屋の両者について、あらためて民俗語彙による分類ではなく、神祭りにおける機能に注目し、神祭り役 A と世話役 B ととらえ直し、あらたな分類を試みた。長老衆の存在する宮座において最も中心的な神祭り役である A をつとめる人物を基準とする分類により、I：長老衆が神祭り役 A をつとめるタイプ、II：座衆が神祭り役 A をつとめるタイプ、の2類型を抽出した。そして、I・IIいずれのタイプにおいても神祭り役 A は長老衆に密接的な役割であると位置付けることができた。長老衆は豊田武の分析によると、中世において一般座衆から特化される形で発生したものと想定されているが、長老衆が一般の座衆から特化される過程で A の役割が彼らの役割として吸収されていったものと推定される。それに対して、B の役割は必ずしも長老衆に密着せず、一般の座衆のつとめとされているが、それらはいずれも座入りもしくは長老入りなどの加入儀礼として位置付けられるかたちとなっている。また、肥後和男が指摘している AB 一致型と AB 分離型との関係については、その A と B とがいずれも民俗語彙の上では「神主」と呼ばれたり「当屋」と呼ばれて、両者の呼称が交錯していることなどから、A と B が同一人物によってつとめられるタイプ、つまり AB 一致型が基本的な形であると推定された。そして、奈良市大柳生の宮座の事例分析により、A の役割はやはり長老衆に密接するものであるということが確認され、また、AB 分離の過程を具体的に追跡することができた。

キーワード：宮座、長老衆、加入儀礼、神祭り役、世話役

はじめに

宮座は現在も近江、大和、山城、和泉など近畿地方の広い範囲に分布し伝承されているが、その宮座の実地調査をもとに歴史的展開にも注目し、分析を試みたのは肥後和男や原田敏明であった。

肥後は昭和10年代に近江、大和、山城、和泉など近畿地方の村落における宮座の調査を行い、『近江に於ける宮座の研究』⁽¹⁾、『宮座の研究』⁽²⁾においてその分析を試みている。肥後の調査はそれまでの中山太郎⁽³⁾や豊田武⁽⁴⁾の文献資料による宮座の歴史的研究とは異なり、まず現在の宮座に注目し、その実態を提示した点とそれと同時に宮座の「基本型」を明らかにしようとした点が特徴であった。また、原田敏明も昭和10年代以降、主に大和と近江の宮座の実地調査を行い、宮座の祭祀形態の分析から宮座が祭る神の本質の究明を試みようとした。現在も宮座を論じる者は個別事例の分析にとどまらず、宮座の全体的な展開を見わたそうとしたこの二人の宮座分析から検討していかなければならない。

①……………宮座の類型論的把握へむけて—長老衆の存在する宮座を例として—⁽⁶⁾

(1) 肥後の長老、神主、当屋の理解

肥後和男によれば、宮座の中心はオトナと呼ばれる長老衆であり、宮座運営の「特殊なる機関」⁽⁷⁾として神主と当屋が存在するという。近江の湖北地域では長老衆が存在しないタイプの宮座祭祀も行われているが、その他の地域では、宮座は長老衆の存在をその特徴とし、その長老衆のもとに当屋や神主が存在する例が多い。そして宮座の目的は神を祭ることであり、座衆のうち長老こそが座を代表してその任務を果たすべき地位にあり責任者であるという⁽⁸⁾。肥後は長老衆を民俗語彙のもとに「おとな（年寄）」と表記しているが、その長老衆（おとな）の理解は以下の点に要約できる。

第1に、「宮座があれば多くは一老があるが今日の宮座には全然さうした長老の制度がなく単に当屋のみがあつて運営してゐるところもある（中略）それらは近頃変形した結果に外ならないのであり、年寄の制度をもつことが原則」⁽⁹⁾と考える。

第2に、「おとなと云つてもその中特に重要なのは一老であり、二老三老はこれを輔け、時にはこれに代理する予備員として一老につぐ重要性をもつてゐる。京都府相楽郡木津町岡田国神社の安永座の規約には『一老ハ最年長ニシテ一座ヲ代表シ諸務を惣理シ、入座退座除名其他年中行事等ヲ執行ス、然シテ座中一般ハ之レニ絶対服従シ背クコト無キ申合セノ習慣ナリ』とあるのは言葉は新しいが確かに旧慣を記したもので一老の性質をよく示してゐる」⁽¹⁰⁾と述べ、長老衆といつてもその中心は一老であることを指摘している

第3に、おとな（長老衆）の人数について、一定人数の年寄を有するもの、一老のみ存するもの、の2つのタイプがあるが、形式として整っている前者のタイプから後者のタイプへと省略化された⁽¹¹⁾と考へている。

第4に、おとな（長老衆）と神主について、一老が神主を終身つとめるタイプ、長老衆が神主集団となり輪番でつとめるタイプ、大人入り前の座衆が神主をつとめるタイプ、などがみられるが、

「一老が終身神主をすることは宮座の性質上原則的なものと云つてよい」といい、一老が終身神主の任に当たる形が原則であったのが、負担の均衡と神祭り役という榮譽の分担という理由から年番神主の制度ができていったと考えている。⁽¹³⁾

第5に、当屋については、「当屋」とはいつでも「当屋が氏子を代表して神に奉仕する」ような「神主と略々同性質」の「当屋神主」と称してもよい職務の者から、一般には「神事頭人」「神事当屋」⁽¹⁴⁾、「座入当屋」⁽¹⁵⁾として神事の輔設（神酒神饌その他の神供品を調えることと座衆の直会の準備）を行う者などまで幅広い意味をもって用いられているという。

第6に、当屋と神主の関係について、「今日用語によれば当屋とは神事についてその輔設をなすものであり、神主はその祭祀を掌るものである。（中略）宮座によつてはこの両者を区別することなく神主と当屋の二役を兼ねることがかなり多い」といい、「神主と当屋が区別されてある形と、両者が一である形とが事実として現存してあるといふ事実を指摘するに止むる外はない」と述べる。⁽¹⁶⁾つまり、当屋は神事の輔設をなすものであり、神主は祭祀を司るものと分類した上で、両者が区別されているタイプと区別されずに同時にその2つの役をつとめるタイプとが存在することを指摘している。しかし、「一老が終身神主を勤めるといふ様な場合も古い形であらうと思はれ、そうした場合には神主の外に当屋があって輔設に任ずることも古くあるべきであらうと想像される。殊に当屋の起源が神事頭人にあるとしたならば、その頭人とは神主とよばれて差支へがなかつたかと想像されるが確言することは出来ない」などといひ、⁽¹⁷⁾当屋と神主との関係については明確にしていない。⁽¹⁸⁾

つまり、肥後は近江を中心とする宮座調査から宮座祭祀における長老、神主、当屋の三者の存在を指摘し、その三者の関係については、宮座の目的が神祭りであるため、座衆を代表すべき地位にある長老衆のなかでも最年長者の一老にその役目と責任が集中するのが本来的な形であったが、後に負担と榮譽の均衡という「一種の平等的観念」⁽¹⁹⁾によって、神主の役割が一老集中型から長老衆や座衆へと分担されていくようになったというのである。しかし、神主と当屋の関係また長老衆との関係についての具体的な検証はなされていない。⁽²⁰⁾

(2) 原田敏明の長老神主、当屋の理解

原田の視点の特徴は「農村の祭祀制度としては、当屋または当人の制度をもって、最も基本的な形式であると見る」といふものである。⁽²¹⁾そして、その当屋の理解は「当番は村の氏子全体を代表して、氏神に奉仕するとともに、また一方氏神を背景として、また氏神を背負うて氏子全体に臨むという役割をする。それほどに当番になると、ただの氏子でなくして、それによって全く神的な性格を持つ」もので、「当番が神のように振舞い、神と呼ばれ、神と取扱われている事例は数限りがないので、古くはむしろこれが普通のことであつたと考えてもさしつかえあるまい」といふ。⁽²²⁾

原田は長老、神主、当屋のうち当屋を基本と考える立場であるが、当屋の任務と当屋で祭る神の性格について、次のように述べている。「村の祭祀について、今日から考えるとき、その最も普通の形式は直接に神社に奉仕することであるが、それが果してその最も古い姿であるか、これについてはさらに考慮を要するものがある。かつ神社の奉仕に当って、神社境内の掃除をしたり、また神饌の献備をするようなことは、現在では多く当屋の実際の任務となっているが、これは主として明

治以後の神職専任の制度実施に伴う変化であって、したがって当屋としては、その本来の機能を喪失して、むしろ退化したものというべきで、少くともそれはきわめて単純化された形式で残っているものである⁽²⁴⁾」といい、現在、当屋が自宅で「同殿共床」という形で「奉斎する」神は氏神を祭る神社の分霊といわれているが、もともとはそうではなく、氏神の神社発生以前には氏子の中で氏神の神霊そのものを常にまつていた可能性があり、当屋の家で祭る神は分霊ではなく氏神そのものであったところに「当屋制度の本来の姿」があった⁽²⁵⁾といい、神社における神の奉斎が確立するとともにそれが変化したと想定している。

(3) 「神主」と「当屋」

肥後と原田の宮座の構造理解のうえで調整しておかなければならないのは、神主と当屋の機能についてである。

肥後が神主と当屋の区別がある場合と両者の区別がない場合との両方のタイプが存在していることを指摘したことは重要であるが、前述のように肥後の神主と当屋の分類は、主に「神主」と「当屋」という民俗語彙によるものであり、必ずしもそれぞれの役割、機能を吟味のしたうえでの区別ではなかった。そのため、神主が当屋を兼務した形（奈良県生駒郡伏見村平松の神主職務規定を例に）と当屋が神主とおよそ同じ性質を有する形（奈良県磯城郡朝倉村黒崎の「頭屋心得之事」を例に）の両者をあげ、特に後者については「当屋神主」（当屋が神主の意味を有するもの）と表現する⁽²⁶⁾など、神主と当座との区別が明確ではなかった。

それに対して原田の場合は、神主と当屋という別々の存在を指摘してはいたが、両者の区別に注目して分析を行ってはいなかった。そして、原田がいう当屋の範疇には、自宅で氏神の分霊を奉斎する当屋から神社の世話役となる社守と呼ばれる役などまで幅広く含まれている。実際に神主と当屋の両方が存在している例について、たとえば「神事座と年齢階梯の組—滋賀県蒲生郡老蘇村—」⁽²⁷⁾では次のように論じている。

東老蘇の鎌宮の宮座は、真村、幣村、駒村という3つの神事座からなり、座ごとに座帳をもち、座入りした者を登録し、その順に神事の当屋をつとめる。当屋は4月3日から5日の祭りの期間、鎌宮の社号を床の間に掛けて祭り、本祭の5日に神社の拝殿前の広場で行われる神事の準備を担当し、神職や社守の仕事を補助する。そして当屋をつとめた者が年長順に各座4名ずつオトナ（長成）となる。そして3座合わせて12名の長成のうちから神籤で社守（神主ともいう）が選ばれ、1年交代でつとめる。神主（社守）は1年間は神社に昼夜常勤し、日供をそなえ、献灯し、神社の清掃、参拝者のための祈願などを行う。このような当屋と社守との選出方法が、戦後の改正以前はとられていた。

原田はこの当屋について、「神事に対して用意万端をなす役となっているが、しかしもともとはただ祭典の輔設をするだけでなく、むしろ祭祀の担当者として神社にも奉仕したので、ことに神霊を一定期間自宅に祭って、身近に奉斎することにもなる。そこで神事屋の家に鎌宮の社号を掛けて祭り、宵宮の渡御に当って、その神事屋から行列を整え、神社へ渡御して行くことになる。決して長成とか、またそのうちから出た社守すなわち神主の家で神事を営むのでもなく、また長成の家から渡御の行列が神社に向って練り出される⁽²⁸⁾」⁽²⁸⁾といい、当屋が神祭りの中心的存在であ

るとみている。しかし、当屋が「祭祀の担当者として神社にも奉仕した」ということの解釈の根拠はとく明示されていないし、また、実際に神主（社守）は長老（長成）のなかから選出されて神事の中心的な役割を果たしているのに、原田はその点を軽視している。

原田の当屋の理解の根底には、神社が発生する以前、氏神は氏子の家において順番に祭られていたとする仮説がある。そこで、宮の世話を行う社守（神主）や宮での祭祀を主とする長老衆らの存在は二次的なもので、もともと氏子の家で祭られた神こそが氏神であったというのである。したがって原田の場合、当屋と神主との区別の基準としては、それぞれ神を祭る場が氏子の家（当屋の家）か神社かという場所による区別が認められる。

しかし、原田のように氏神の起源論やその性格変化にまで言及しないとするならば、実際の宮座においては、肥後の指摘通り、神主と当屋を同一人物が兼務するタイプと、神主と当屋とが分離しており別々の人物がつとめるタイプ、とが存在するという事実は重要である。

この肥後の指摘した神主と当屋の両者の存在については、豊田武も「宮座がその目的とする神の奉祀を遂行するためには、種々の事務的分担が行なはれてゐるが、それらの中で特に注目すべきものは神主と頭人の制である。神主は直接神を祀る責任を有するものであり、頭人はその神祭について一切の物的準備をなすものである」と、2つの役割があるということに注目している。しかし、豊田も具体的にその役につく人物について肥後のいう2つのタイプがあることまでは言及していない。

また、この神主と当屋との関係についての社会人類学の分野における見解を整理すると以下の通りである。

高橋統一は、年番神主は神主であり、当家は祭儀の準備やそのあとの饗宴をまかなうもので、「年番神主と当家は、一方が表だった役割で他が裏方のようなもの」ととらえ次のように述べる。

「年番神主や当家（賄番）の制度はどの地域の宮座でも、ほとんど例外なくみられ、この祭司（年行司、社守）及び饗宴（直会）の賄役の年番制が宮座組織の基本的要素の一つであることを如実に示している。（中略）年番神主と当家が別々にある場合と両者が兼ねられる場合とがあるが、年番という点では同じだから、やはり概念としては一応、『当家制』として一括してよかろうと思う」といい、機能的には神主と当家とは区別されるものであることに注意しながらも両者の共通点が順番に担当することである点を重視し、機能ではなくその年番という選出基準をもとに「当家」として理解している。そして、「祭りと宮座」においても「年番神主も当家も、それを勤めることは村人として、名誉ある晴れがましく誇りある任務である。それだけに責任も重く、その年度中は斎戒沐浴、穢れを避け神に誠心つくすことが要求されるのである。両者の違いは、いうなれば年番神主が表方、当家が裏方というほどのことではなからうか。そして、しばしば同一人が年番神主であり、同時に当家（当人）である場合が少なくない。私はこの意味で、両者を一括して『当家制』とよんでもよいのではなからうかと思つてゐる」と述べている。

つまり、高橋は神主と当屋とは区別されるものであることに注意しながらも、神主も当屋も順番に担当するものであることから当屋制として一括してしまっているのである。

また、上野和男が注目した、滋賀県愛知郡愛東町青山の宮座は次のような事例である。青山には氏神の日吉神社の宮衆として年長の男子からなる十人衆と呼ばれる長老衆が存在する。この十人

衆は任期制で、十人衆に加入して2年目の人物が禰宜と呼ばれ、3年目の人物が神主と呼ばれる。そして神主を終えた4年目の人物を古神主という。神主は毎日神社に参拝し、毎月1, 11, 17, 21, 末日の5回燈明をあげる。また年間の祭事においては神饌や神酒の用意などを行い、他に境内掃除なども行う。さらに神主には1年間、ネギや獣肉などを食さないこと、田の草取り、肥料担ぎなどをしないこと、葬式に参列しないこと、夫婦同室で寝てはならないこと、などの禁忌が課せられる。青山では日吉神社の春の例大祭は4月17日であり、16日から宵宮の準備、御供蒸しなどの祭礼の準備が神主宅で行われる。神主と禰宜が祭りの準備を行い、古神主も御供作りなどを手伝う。

筆者の調査によれば、この例大祭には「当屋」と呼ばれる役はない。つまり、青山の神主は、禰宜と古神主の手伝いを受けながら当屋の役割をも兼ねるタイプといえる。⁽³⁴⁾

上野はこの事例の分析において、すでに肥後以来、神主と当屋という異なる役割分担が存在し、それを同一人物がつとめるタイプと別々の人物がつとめるタイプとが存在することが指摘されているにも関わらず、その区別について言及することなく、「このような神主の役割を検討すると、青山の神主は他の村落の宮座における当屋に該当する役割を果たしているといえよう」とする位置付けを行い、このような村落の構造的特質を当屋制を特徴とする平等原理に求めようとしている。⁽³⁵⁾

このように社会人類学における宮座の分析においては、宮座の存在する村落の構造的特質を当屋制に求め、村落運営における平等原理を解明しようとする傾向が強く認められるのであるが、その原因を作ったともいえる代表的な研究が、蒲生正男による「頭屋制村落」という概念の設定であった。

蒲生の頭屋制村落という概念は、奈良県北部の村落の分析をもとに提出されたもので、「神社祭祀のトウヤ、葬儀の際の墓地の穴掘りに従事するヤマシ、その他ムラの公共的作業の当番などが、すべて地域社会を構成する各戸が順送りで平等に負担するのを特色としている。加えてムラの諸経費の分担も、所得や不動産などにあわせながら実質的平等をはかり、またムラの内部で各種の講を営んで、そのトウヤも各戸の順送りで平等につとめることなど、近隣関係を基盤とする互助と協同が著しく、長期的にみて各戸の対等、平等を貫いているのを特徴としている」と述べ、「定着的な、そして各戸の自立自存が可能であるような、安定的な農耕を基盤として成立したものであり（中略）近畿地方や中国地方などの歴史の古いムラにみる事ができる」とする。⁽³⁶⁾この蒲生の頭屋（当屋）の概念については、その後、宮座の当屋と講組の当屋とを同一の枠組みでとらえている点への疑問や、⁽³⁷⁾当屋と当番との相異をめぐる問題点などが指摘されていながら、それにも関わらず、この「頭屋制村落」という概念設定は大きな影響力をもってきた。

しかし、注意しなければならないのは、蒲生はその「頭屋制村落」という概念設定に際し、「宮座が仮りに存在しようとしまい」と述べている点である。⁽³⁹⁾蒲生は頭屋制村落という概念を設定する上で必ずしも宮座の存在にたよってはいなかったのである。したがって宮座の重要な構成要素である長老衆、神主、当屋の区別については特に注意をはらってはいなかった。にもかかわらず、その後の研究者は蒲生の理論の検証を行うなかで、とくに宮座の解釈においてこの頭屋制村落の概念を有力な概念として適用していったのである。そこでは、宮座の運営が当屋制を基本としているものという解釈が先行して分析が進められ、民俗の実態から帰納するというよりも理論の先行が目立った。その結果として、神主と当屋とはそれぞれを別々の人物が担っている場合も同一人物が両

者を兼務している場合も共に「頭屋（当屋）」という概念が付与されて、両者の重要な区別が見落とされていったのである。

このような研究の現状を認識し、神主と当屋のそれぞれの機能を再検討しておく必要がある。

それらをあらためて整理すると、まず、神主には、氏神の神社の神事祭礼管掌、饗饌・饗応の祭礼諸用意、宮籠り・献燈・神社の掃除などを行う神社奉仕の機能がある。一方、当

屋には、氏神の分霊を自宅に預かり祭祀を行う神事祭礼管掌の機能、饗饌・饗応の祭礼諸用意などの機能がある。このように神主にも当屋にも神事祭礼管掌の機能が部分的に共通して存在しているために、民俗語彙の上ではこの両者が混淆して用いられているのが実態である。そして、そのことが問題を複雑にしてきたと考えられるのである。

そこで、ここでは、多く「神主」と呼ばれて神祭りをを行う役すなわち宗教的役割を A、それに対し、多く「当屋」と呼ばれて祭りの世話をを行う役すなわち世俗的役割を B と仮に記号で表記することにする。A はいわば「神祭り役」であり、神預かり、神事祭礼管掌を行う大役であり、それをつとめる人物には宗教的な禁忌が伴うことが多い。それに対し、B はいわば「世話役」であり、祭礼諸用意、神社世話などを行うものである。

それを整理したものが図 1 であるが、神祭り役を A、祭礼世話役を B と表記する。それぞれは民俗語彙においては、A は神主、当屋、社守など、B は神主、当屋、社守、宮元などと呼ばれているものである。

(4) 長老衆と「神祭り役」・「世話役」

長老衆の存在する宮座において、最も中心的な神祭り役である A をつとめる人物が誰か、という点を基準としてこれまでの宮座の調査事例を整理して分類すると表 2 に示した通り、長老衆が A をつとめるタイプと、長老衆加入直前の座衆が A をつとめるタイプ、とが存在する。それをここでは、Ⅰ：長老衆 A タイプ、Ⅱ：座衆 A タイプと呼ぶことにする。そして、それぞれⅠとⅡには、①A と B とを同一人物がつとめる一致型と、②A とは別の人物が B をつとめる分離型とが存在する⁽⁴⁰⁾。

そして、この分類によって、以下の諸点が注意される。まず、Ⅰのタイプでは、A の役割は長老衆に加入した人物にしかできないものとされている。そして、Ⅱのタイプにおいても、A は長老衆への加入儀礼として位置付けられている。つまり、長老衆の存在する宮座においては、A の役割は長老衆と不可分の関係にあるものとして位置付けられている。

この長老衆と A の役割が密接不可分の関係にあるという点は重要である。そこで長老衆という存在についてであるが、留意すべきは、宮座の類型として長老衆の存在するタイプと長老衆の存在しないタイプが存在するという点である。歴史的観点からすれば、長老衆は宮座にとって必ずしも不可欠なものではない。豊田武は長老衆の分離を中世に起こった現象と推定している。

豊田は、中世末期、「農村の分解が進行し、有力なる名主層が農村を離れて都会に移り住み、残

表 1 神祭り役 A と世話役 B の関係

	A	B
概念	神祭り役	世話役
役割	神預かり 神事祭礼管掌	祭礼諸用意 神社世話
民俗語彙	神主 当屋 社守など	神主 当屋 社守など

表2 ABの分担

		長老衆	座衆
I 長老衆Aタイプ	①AB一致型	AB	
	②AB分離型	A	B
II 座衆Aタイプ	①AB一致型		AB
	②AB分離型		A B

----- は長老衆への加入時期

された小農民の結合が愈々強くなつてくると、さうした色彩（血縁や家格による排他的色彩）は次第に影をうすめ、一村平等に神事の奉仕をなし得ると云ふ村座的なものがその数を増して来る。かうした時、宮座構成の規準として特に自然的な年齢によるものが強く意識されてくる。古くから行なはれてゐたその制度が改めて明確な形をとつて現れて来たのである。年齢的階層は一般に年寄と若衆の両層に分れる⁽⁴¹⁾（（ ）内筆者）といい、具体的に、長老衆入りを表す「老人成」や座入りを意味する「烏帽子直」などの文字は、近江今堀日吉神社資料では長禄4（1460）年や永正元（1504）年の文書において見出されるという。そして「烏帽子着及び大人成の儀式が中世の末期近畿を中心とする部落に行はれ、それに付随して饗応のなされたことを知るのである⁽⁴²⁾」という。

さて、肥後以来の大きな問題であるAB一致型とAB分離型との関係についてはどうであろうか。AB一致型では、ABは長老衆と密接な関係をもつ役割とされているが、AB分離型においてはBの役割は長老衆以外の座衆が分担する形が存在することから、長老衆はBという役割とは必ずしも密接ではなく、座衆であればBをつとめ得るといことができる。AB一致型においては長老衆への加入儀礼として同一人物にAの役割もBの役割も課せられたのに対し、AB分離型においてはAの役割だけが長老衆への加入儀礼として位置付けられ、Bの役割は一般の座衆で分担することとされている。その際、Bの役割をつとめるのは、子供であったり成年であったり年齢的には幅広いが、いずれも座入りであるとか、座衆としての一定の資格獲得として位置付けられている例が多い。つまり、Bの役割も一定の加入儀礼である点に相違はないのである。

そして、AB一致型とAB分離型との関係について、ここで指摘できるのはAB一致型が基本的なかたちではないかということである⁽⁴³⁾。なぜなら、AB両者は民俗語彙の上でその両者が混淆し交錯しているからである。Aの役割もBの役割も事例によってはいずれも「神主」「当屋」「社守」などと呼ばれている。呼称は同じでも事例によってその役割の意味が異なっているのである。この民俗語彙の交錯こそAB一致型が基本的なかたちであるということを示唆しているのではないかと考えられるのである。

以上、宮座の類型論を試みてきたが、このような類型論をふまえた上で個別の宮座の分析による検証が行われなければならない。そして個別の事例分析の蓄積から新たな類型論への展望が開かれなければならない。そのための一つの作業として、ここで奈良市大柳生の宮座の調査と分析を試みることとする。

②……………宮座の運営—個別事例の分析から—

(1) 夜支布山口神社の運営組織

奈良市大柳生の氏神、夜支布山口神社（山口神社）の運営は、伝統的な宮座組織、明治21（1888）年4月に導入された氏子総代制、昭和43（1968）年に設立された奉賛会、の3種類の組織によって行われている。

宮座は数え年の15歳で座入りを果たした男子によって組織されている。宮座の最年長者は一老と呼ばれ、終身制である。一老を含め年長者より8人を八人衆と呼ぶ。八人衆がオトナ（長老衆）として神社祭祀の責任をもつ。その八人衆を含む20人を二十人衆と呼ぶが、9番目以下は八人衆の準備期間とみなされており、氏子総代もその中から選ばれている。二十人衆に入る直前の2人は秋祭で警護の役をすることになっており、二十人衆に入った直後の2人は秋祭に神前相撲を奉納する役と決められている。座入りしてから二十人衆に至るまでの座衆のつとめには、ロクニンドウ（禄人当）とイリシュウ（入衆）とがある。禄人当とは二十人衆の直会の席での給仕役で、入衆とは秋祭において田楽を奉納する役である。

また、年長者より順番に1年ずつ「明神様」と呼ばれる春日明神の分霊を自宅で祭る当屋をつとめるが、これは八人衆に入る前くらいの年齢でつとめることになる（図1）。当屋は10月20日の九頭神祭りの後、一老によって指名され、11月1日に前年度の当屋から新しい当屋の家へと御神体が引継がれ、当渡しが行われる。明神様の御神体は黒い木箱の中の白装束である。明神様を安置した座敷は神聖な場所として注連縄を張り巡らされ、1年間、女性がこの部屋に入ることは禁じられる。当屋は明神様のヤカタのある座敷で一人で寝起きしなければならない。部屋の掃除も当屋自身が行い、当屋の衣類などの洗濯は家の女性のものとは別にする。食物についても、たとえば、当屋は獣肉やネギ、玉葱、ニンニクなど臭いの強いものは口にしない。また、死穢忌避の観念が強く、



写真1 二十人衆の座の風景 左の上座が一老，中にあるのは禄人当（1998年10月18日）

二十人衆	一老	当屋・氏子総代の指名（明治21年以前「宮元」と呼ばれ、 神社の世話役）
	二老	
三老		
	・	
	・	
	・	
	・	八人（長老）成り
		明神の当屋 A：神祭り役 氏子総代 B：世話役 奉賛会 Bの仕事の一部分担
(座衆のつとめ) 入衆：21・22は警護役のため23番目以下で年ごとに順次分担 禄人当：21番目以下で順次分担		
15歳 座入り		

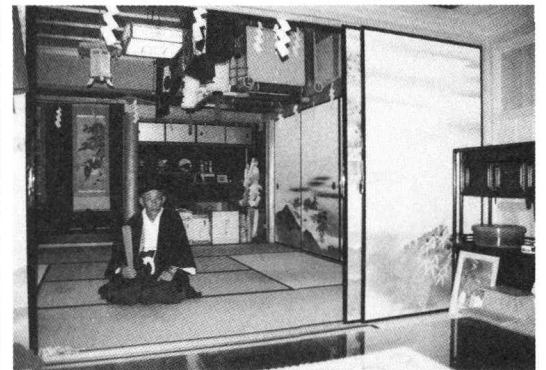


写真2 「明神さん」と呼ばれる神役の当屋 天井から吊った竹の棚には明神様の御神体が安置されている（1996年）

図1 宮座祭祀と役割分担

当屋及び家族は葬式や墓地には決して行かず、当屋の家からは香典も出してはいけないとされる。家の仏壇も閉め切る。8月のお盆にも墓参りや先祖供養などの行事は一切行わない。

当屋のつとめとして重要なことは、このように清浄を保ち、毎朝、明神様に御神酒、洗い米、水、塩を供えて祝詞を奏上し、毎月1日、11日、21日の1のつく日の早朝には、榊の葉を1枚口にくわえ、榊の枝と御神酒を持って山口神社へお参りに行くことである。お参りの途中で人に会っても言葉を発してはいけない。神社では、まず山口神社にお参りし、榊の葉を1枚供える。次に、境内の末社に至るまで合計13社に順番にお参りし、榊の葉を1枚ずつ供えていく。このように当屋は自宅で明神様を預かりながら、毎月3回は必ず山口神社の神々にも丁寧にお参りをするのがつとめとなっている。

また、日ごろ、明神の当屋は「明神さん」と神様の名称で呼ばれている。明神の当屋は特別神聖な存在とみなされ、神社の祭事で腰掛ける椅子、直会の時の机や座布団、銚子と盃など、身体に触れるものはすべて「明神様用」と記されたものを使用することに決められており、一般の人のものとは明確に区別されている。

当屋での主な祭りは、8月17日の「八月十七夜」といわれる「廻り明神の夏祭り」と、10月17日の宵宮に行われる「廻り明神の座」との2回である。夏祭りでは、当屋の庭で垣内の若衆から太鼓踊りが奉納され、深夜まで村人たちでにぎわう。「明神さんの賑やかし」ともいわれる。秋祭りの座では、当屋の座敷で八人衆によって明神様の神事が行われ、その後、当屋では八人衆と入衆とに賄いをする。

当屋は明神様を預かり、祭事管掌役であるが、その一方、この秋祭りにおいては八人衆、入衆、招待した村人や親戚らに餅やご馳走を振舞ったり、12月1日の佐比祭では当屋になった挨拶を兼ねて二十人衆の直会に定められている料理を届けたりもする。

八人衆に仲間入りする時には他の7人を自宅に招き本膳でご馳走し、記念品を付け盛大にお祝いをする。八人衆は二十人衆とともに神社祭祀に参加するが、10月17日の宵宮の日には、八人衆が明神の当屋での祭祀を主宰する。宮司は参加せず、一老の指示によって、八人衆のうちで祝詞奏上、

表3 山口神社年間行事表

月 日	行事名	二十人衆	氏子総代	宮司	奉賛会	自治会	禄人当(人)
1 月元旦	歳旦祭		○	○	◎		3
1 月 6 日	御田祭	○	◎	○	○		⑭
2 月 1 日	正月祭		◎	○	○		
2 月 3 日	節分祭		◎	○	○		
	厄除祈願祭					◎	
2 月 11 日	紀元祭		○	○	◎		
2 月 21 日	祈年祭		◎	○	○		
3 月 21 日	春季皇霊祭		○	○	○	◎	
4 月 3 日	神武天皇祭		◎	○	○		3
5 月 1 日	水神祭		◎	○	○		
6 月 11 日	植付感謝祭		○	○	○	◎	
6 月 30 日	大祓祭		◎	○	○		3
7 月 14 日	夏祭		○	○	○	◎	
8 月 27 日	風鎮祭		○	○	○	◎	
9 月 21 日	秋季皇霊祭		◎	○	○		
10 月 17 日	宵宮	○	◎	○	○		⑩
10 月 18 日	例祭	○	◎	○	○		⑩
10 月 20 日	九頭神祭	○	◎	○	○		⑭
11 月 23 日	新穀感謝祭		◎	○	○		
12 月 1 日	佐比祭	○	◎	○	○		⑭
12 月 30 日	大祓祭		◎	○	○		3
12 月 31 日	大晦日		○		◎		
毎月1・11・21日	月次祭		◎				

凡例：○出席 ◎主宰

宮司は大柳生在住で山口神社を本務とするが、泉垣内の多聞神社、大平尾の八柱神社（南・北の2カ所）も兼務。

禄人当は○数字の5回のみ、その順番の1番最初の人物と最後の人物との2人が出仕し、他は米2合と現金1,000円を納める。

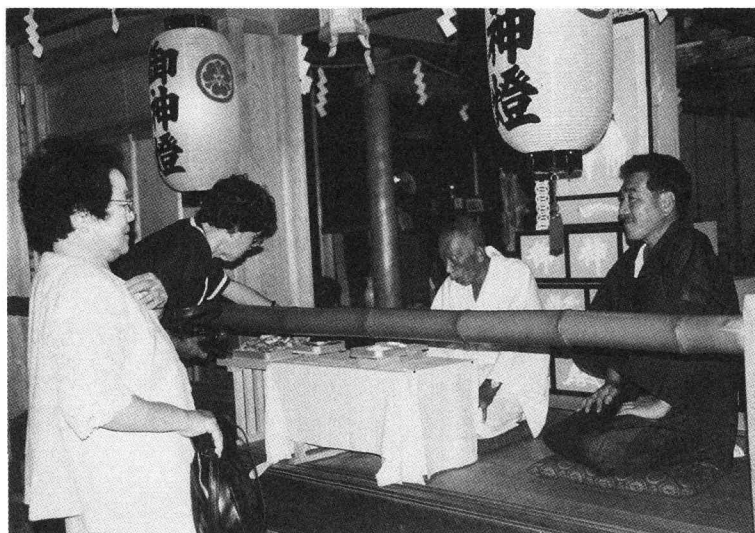


写真3 八月十七夜の明神様の祭りの日、青竹の向こう側で白装束の当屋が客から祝いを受ける（1996年8月17日）

修祓，玉串奉奠，献饌・撤饌などを分担して行う。

一方，氏子総代は「宮元」とも呼ばれ，上出垣内，西垣内，東垣内の3垣内より，二十人衆に加入した者が1名ずつ合計3名が年齢順に選ばれ，2年交代でつとめている。氏子総代のつとめの一つは，毎月1日，11日，21日の1のつく日の朝，山口神社にお参りして境内の清掃を行い，その後，山口神社，立磐神社，九頭神社の3社に神饌を供えることである。昼には鶏肉と野菜の鍋料理を作って食べ，夕方4時頃まで社務所に籠る。氏子総代をつとめている間は牛肉や豚肉はだめだが鶏は2本足なので木丈夫だという。

また，山口神社の祭事のある日には御神酒，水，米，塩，鯖，野菜，果物，高野豆腐の七品の神饌を供え，宮司が参列しない小祭においては，氏子総代のみで祓詞などの祝詞をあげて神祭を行う。この神饌のお下がりには明神様に届ける。氏子総代になると，最初は昼食の準備，茶碗洗い，社務所の掃除や障子の張り替えなどの雑用をし，1人が抜けて次に誰かが入ると会計を担当するようになり，古参になると神饌の買い物，小祭で祓詞をあげること，例祭の御幣を切ることなどを行う。10月18日の秋祭の前々日，氏子総代は明神の当屋へ行き，御幣を作り，明神の御神体とされる箱から当屋をつとめた者の名前を記した巻紙を取り出し，そこにその1年間の当屋をつとめてきた者の名前を記入する。また当屋の当渡しにも氏子総代が立会い，御神体の箱の中身を改める。また，正月前には神社に門松を立て正月飾りをする。

氏子総代在任中は，葬式に参列するのは遠慮し，もし家族に死者がでたらすぐに氏子総代を辞任する。大柳生では親戚など身内の葬式の後，四十九日間は毎晩念仏に参る習慣があるが，これも遠慮し，年忌の法事なども本人は行かず，息子に代わりに行ってもらう。これは10日に1回神社にお参りするため穢れてはいけないからだという。

それに対し，奉賛会は昭和43（1968）年に設

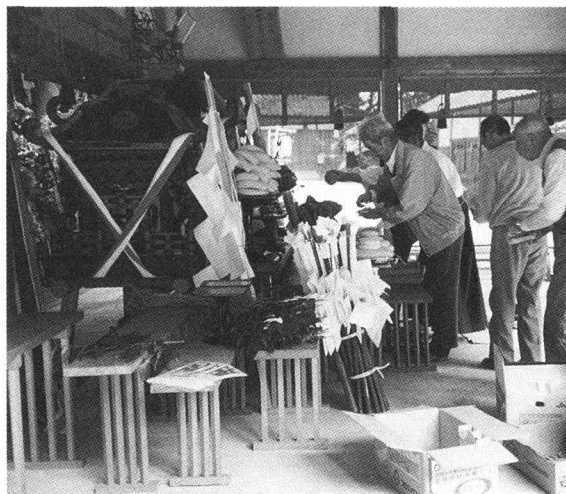


写真4 例祭の神饌を盛りつける氏子総代
(1998年10月18日)



写真5 水神祭で祓詞をあげる氏子総代
(1996年5月1日)

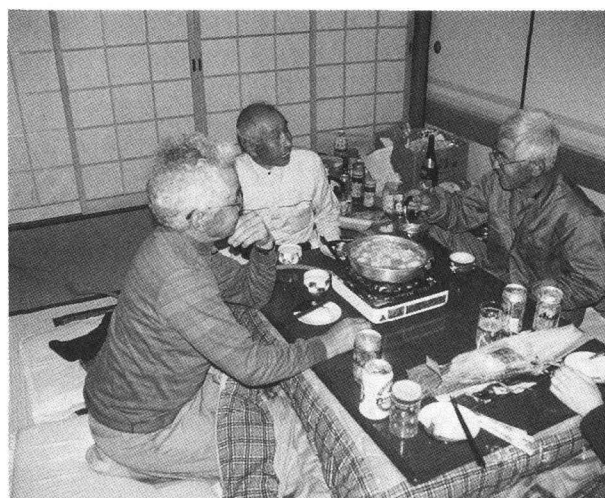


写真6 毎月1，11，21日に社務所で宮籠りをする氏子総代（1996年）

立されたものである。それ以前は神社の会計や祭典の準備、小祭の執行、二十人衆の接待などは主に氏子総代および垣内ごとの世話係が行っていたが、その負担が大きいことが問題となって、新しく奉賛会をつくり、そこで経済的側面での援助や主に労働力の提供による祭典の補佐などを行うこととなったのである。

奉賛会は各垣内より1,2名ずつ選ばれた壮年世代の人たち9名によって組織されている。10月18日の例祭においては、この奉賛会委員が垣内ごとの人足を頼んで、お旅所に白砂を盛ったり、幡を立てたり、御神輿などの準備をしたり、また祭りの後の片付けをしたり、などのことを分担して行う。二十人衆の直会の時の御膳の準備もする。宮座のなかにも禄人当と呼ばれる給仕係がいるが、禄人当が長老衆たちに御膳を出せるように、枝豆をゆでたり、豆腐汁を作ったり、ご飯を炊いたりなどの台所仕事を奉賛会の者が当番で順番に担当するのである。

このように、現在の大柳生の神社の運営は伝統的な宮座組織によってのみ行われるのではなく、氏子総代と奉賛会とによって補完されながら行われている。そして、それぞれの役割をみてみると、前節で設定したAという神預かり・祭事管掌役は明神を自宅で奉斎する当屋であり、Bという祭事世話人に当たるのは氏子総代であり、奉賛会もその一部を分担しているといえる。

(2) 一老と当屋との関係

ここで注目されるのは、一老と当屋の関係である。

10月20日に行われる新しい当屋の任命では、儀礼的に一老が当屋の前に進み出て「1年間、明神様のお守りをおつとめいただきまして、ありがとうございます。つきましては、もう1年つとめていただきたいと思いますがいかがでしょうか」と言い、これに対して、当屋が「ありがたいお申し出ですが、次の方がお待ちかねですので、次の方へお願いします」という。続いて、一老が次に当屋になる人に向かって「お次の方というお話ですが、お受けいただけますか」と言い、「快くお受けいたします」と答える形で行われる。このように1年間、明神様を預かった当屋に礼をいい、次の明神の当屋を指名することが一老の役目として最も重要なものとなっている。

明神の当屋は一年間、神役としてふさわしい清浄を保ち、村人からは「明神さん」と神様の名前で呼ばれ、神聖な神を背負っているかのような存在であるが、肝心のその任命は一老が行うという点が重要であり、そこから明神の当屋というのは一老の神祭りの代理として指名されているという関係性が指摘できる。

このように一老の代理として神祭りの聖なる役をつとめる当屋は、この責任を果たすことによって長老衆への加入が認められる。当屋をつとめることが、一種の長老の資格取得のための試練であり、長老衆への加入儀礼として位置付けられている。八人衆は終身制のため、必ずしも当屋をつとめるとすぐ八人衆へ加入するというわけではないが、当屋をつとめることが八人衆への加入資格を獲得することとみなされるものと考えられるのである。

(3) 八人衆と氏子総代の関係

現在の大柳生の神社祭祀および運営のうえで特徴的なことは氏子総代の役割である。氏子総代の役割には神饌の用意、御幣切りなど祭事の準備、神社掃除を行うなど神社の世話役的なものといえ

表4 宮座の歴史とBの移動

事項	年	備考
敬神講社設立	明治9年	「御一新」により「内座」「外座」の区別廃止。15歳から60歳までの者は全員加入（産土大社守規則）」
氏子総代制導入	明治21年	一老、二老、三老が氏子総代であったが、事務多端により年寄には任務遂行困難とされ、選挙制に（「神社記録簿」）
神社造営に際し、区行政側と氏子総代側が対立。氏子総代側は神社運営の旧制復古を唱う	昭和24年	八人衆を「宮元」と称す。八人衆より「神主」「氏子総代」を選出していた（「神社造営一件綴」）
奉賛会設立	昭和43年	氏子総代及び垣内の世話人の任務の一部分担、経済的負担

る。また、明神の当屋へも御幣切り、当屋の名前の記録、引継ぎ時の立会いなどで世話人として関わる。そして氏子総代になって新入りの者は昼食の準備や社務所の掃除など、2番目の者は会計、3番目の古参の者は神饌の用意、小祭で祝詞をあげるなどを担当するという具合に、雑用から神祭り役への役割の変化や死穢忌避の観念の強さなども注目される。

この氏子総代は明治以降新しく設置された存在ではあるが、その任務は世俗的な形式的なものではなく、旧来の宮座運営の任務の一部を担当している社守や宮世話のような性格を有するといえる。その理由について、山口神社に伝えられている資料を参考にすると、『神社記録簿』（昭和10年、神社世話係大窪重太郎記）の「往古ヨリ明治廿一年四月マデハ大字老寄一老ヨリ三老三人ニテ氏子総代ナリシガ、時世ノ進運ニテ事務多端トナリ、到底老寄ニテハ出来難クト当大字協議ノ上、現今ノ選挙制度トス」という記述や、『神社造営一件綴』（昭和24年、宮元記）の「宮座一老神主、八老中で氏子総代をつとめ（中略）、宮座八人（二十人衆中）を宮元と称し、神社に関することを統べる」という記述が参考になる。これらについて整理したものが表4である。

現在、二十人衆から選出される氏子総代の任務は、もともと一老、二老、三老が主として担ってきた神社の宮世話の役目であったことがわかる。つまり、明治21年に、一老、二老、三老から現在の3人の氏子総代にその宮世話の役目が移されたのである。昭和43年に作られた奉賛会については、神社の祭事世話の一部をさらに分担させた組織として位置付けられる。

神役Aと世話役Bの位置付けという点からいえば、明神の当屋をA、氏子総代をBと位置付けることができるのであるが、このBは、明治21年以前は長老衆の役目であったものが、氏子総代制の導入によって二十人衆中より選出するというものに変化したといえる。ここで重要なことはAは時代を通じて変わらずに、八人衆に加入する前の人物がつとめるところに位置するものの、BについてはAをすでに終了した長老衆がつとめていたものが、Aをつとめる以前の二十人衆がつとめるものとして移動したという点である。Aの役割をつとめる主要な意義が八人衆への加入儀礼という点にあるため、これは変化しにくい。しかし、Bの役割は神社の世話役であるためAをつとめて以後の人物であってもAをつとめる以前の人物であっても、そのいずれでもつとめることができるとされていたのである。

また、AとBの分離という点からみれば、とくに氏子総代の役割がBの神社世話役的な役割だけ

でなく、小祭の前に祝詞をあげるなど A の神祭り役的な部分が見られる点に注意される。これはもともと一老、二老、三老の AB 一致的な役割が氏子総代に引継がれたものであることを示唆している。つまり、氏子総代の B の役割はより厳密にみれば a とも表記すべき部分を残した B つまり Ba と表記されるような役割といえる。このことは、AB の分離は、A と B が明確に区別されて分離されるケースばかりでなく、AB がいわばねじれながら a を伴った B (Ba) とか、b を伴った A (Ab) というような分離が起こることを示している。また、A の機能自体も 1 人とは限らず、一老と明神のように複数人に分担される可能性のあるものであり、同様に B の機能も分担される可能性のあるものであることがわかる。

以上のように大柳生の宮座祭祀の伝承をたどると、この事例は現行では、II：座衆 A タイプの AB 分離型に見えるが、神役 A の明神の当屋の指名が一老によるもので、一老の代理としてこの役目を果たしていることと、世話役 B の氏子総代の任務のなかに神祭り役的な部分が引継がれていることなどの点から、もともと I：長老衆 A タイプの AB 一致型であった可能性が指摘しうる。そして、それが伝承の過程で AB が分離していった可能性があるものであり、とくに明治以降については氏子総代制の導入により、その分離の過程が以上のように具体的に追跡できたのである。

まとめ

本論文の論点は以下のようにまとめることができる。

第 1 節においては、まず、これまでの研究により宮座の主要な構成要素として、長老衆、神主、当屋が存在することが指摘されてきたが、それに対し、神主と当屋の両者について改めて民俗語彙による分類ではなく、神祭りにおける機能に注目し、神祭り役 A と世話役 B ととらえ直し、あらたな分類を試みた。長老衆の存在する宮座において最も中心的な神祭り役である A をつとめる人物を基準とする分類により、I：長老衆が A をつとめるタイプ、II：座衆が A をつとめるタイプの 2 類型を抽出した。そして、II のタイプにおいても A の役割は長老衆への加入儀礼として位置付けられており、基本的に A は長老衆に密着した役割であると位置付けることができた。

また、肥後和男以来問題とされていた AB 一致型と AB 分離型との関係については、その A と B とがいずれも民俗語彙の上で「神主」と呼ばれたり「当屋」などと呼ばれて、両者の呼称が交錯していることから、AB 一致型が基本的な形であると推定した。

なお、長老衆は豊田武の分析によると、中世において一般座衆から特化される形で発生したものと想定されているが、今日、長老衆の存在するタイプの宮座において特徴的なのは長老衆と A の役割との密接不可分性である。つまり、長老衆は一般の座衆から特化される過程で A の役割を自らの役割として吸収していったと推定されるのである。それに対して、B の役割は必ずしも長老衆に密着せず、一般の座衆の座入りなどの加入儀礼として位置付けられるかたちとなっている。

第 2 節の長老衆の存在を特徴とする大柳生の宮座の事例分析により、以下の 2 点が明らかになった。第 1 に、A はやはり長老衆に密着した役割であるという点である。A は「当屋」とか「明神さん」と呼ばれている役であり、神祭り役としてふさわしい清浄を保ち、最も神祭りの中心的な存在にみえる。しかし、その任命は一老によって行われるという点が重要であり、A の役割は長老

衆の一老の代理として指名され実行されているという関係性が指摘できる。それは明神の当屋の任期中の死亡に際しては氏子総代が当屋の役を代わるという方式がとられていることからもうかがえる。この氏子総代の役目もかつては一老、二老、三老の宮元が行っていた重要な神祭り役の一つであったと考えられるのである。そして、大柳生の八人衆は終身制のため、Aの役割をつとめることが長老衆への加入儀礼として直接連結してはいないが、これをつとめることが長老衆への加入儀礼として位置付けられている点に変わりはない。

第2に、AB一致型からAB分離型への過程の一部が追跡できた点である。この大柳生の事例は、AとBが分離してしているタイプで、Bは現状では氏子総代がつとめているが、歴史を遡ればもとは一老、二老、三老が行っていたものである。つまり最長老の役割であったものが、明治21年以降、二十人衆の役割へと移動したわけである。さらに昭和43年からは奉賛会がその役割の一部を分担している。このように、もと最長老の役割であった氏子総代の役割は宮世話的なBの役割であるとともに祝詞奏上など神祭りのAの役割をも一部付帯しているのであり、AB分離は必ずしも明確な切断の場合だけとは限らず、互いにそれぞれの役割の一部を付帯しながら分離するケースもあるということが指摘できる。

これまでの宮座研究はその多くが個別事例研究として進められ、その成果が蓄積されてきている。しかし、今後はそれらの研究成果を集約し、宮座とは何か、その構成や機能などの問題を多くの事例研究をとりまとめる方向であらためて解いていかなければならない。本稿は長老衆の存在するタイプの宮座に限定してはいるものの、そのような宮座をより広い視点からとらえる一つの試論である。

注

- (1)——肥後和男「近江に於ける宮座の研究」(東京文理科大学文科紀要16)1938年
(2)——肥後和男「宮座の研究」弘文堂 1941年
(3)——中山太郎「座源流考」『日本民俗学』歴史編 大岡山書店 1930年(1918年)
(4)——豊田武「中世に於ける神社の祭祀組織について」『宗教制度史』吉川弘文館 1982年(1942年)など
(5)——原田敏明『村の祭祀』中央公論社 1975年、『村祭と座』中央公論社 1976年、『村の祭と聖なるもの』中央公論社 1980年など
(6)——本稿では近畿地方の長老衆の存在する宮座について分析を試みるが、もちろん長老衆の存在しない宮座の分析も重要である。それについては島根県八東郡美保関町美保関の事例をはじめいくつかの調査と分析を進めているところであり、別稿を準備している。
(7)——肥後前掲注1, 81ページ
(8)——肥後前掲注1, 注2
(9)——肥後前掲注2, 225ページ
(10)——肥後前掲注2, 246ページ
(11)——肥後前掲注2, 218~219ページ
(12)——肥後前掲注1, 179ページ
(13)——肥後前掲注1, 179~180ページ
(14)——肥後前掲注2, 311ページ
(15)——肥後前掲注2, 313ページ
(16)——肥後前掲注2, 325ページ
(17)——肥後前掲注2, 310ページ
(18)——肥後前掲注2, 310ページ
(19)——肥後前掲注2, 311ページ
(20)——肥後前掲注1, 180ページ
(21)——原田敏明「村の祭祀と当番制—当屋における氏神奉斎—」『村の祭祀』中央公論社 1975年, 165ページ
(22)——原田「村の祭祀と氏子組織」『村の祭祀』前掲注21, 153ページ
(23)——原田前掲注22, 154ページ
(24)——原田前掲注21, 166ページ
(25)——原田前掲注21, 167ページ
(26)——肥後前掲注2, 310~311ページ
(27)——原田敏明「神事座と年齢階梯の組—滋賀県蒲生郡老蘇村—」『村祭と座』中央公論社 1976年, 101~

123 ページ

- (28)——原田前掲注 27, 111 ページ
- (29)——豊田武「中世に於ける神社の祭祀組織について」前掲注 4, 447 ページ
- (30)——高橋統一『宮座の構造と変化—祭祀長老制の社会人類学的研究—』未来社 1978 年, 28 ページ
- (31)——高橋前掲注 30, 53 ページ
- (32)——高橋統一「祭りと宮座」『暦と祭事』日本民俗文化大系 9 小学館 1984 年, 366 ページ
- (33)——上野和男「近江湖東における宮座の組織と儀礼—滋賀県愛知郡愛東町青山の事例—」『国立歴史民俗博物館研究報告』 1987 年, 301~353 ページ
- (34)——関沢 2000 年調査
- (35)——上野前掲注 33, 312 ページ
- (36)——蒲生正男「日本のイエとムラ」『世界の民族 13 東アジア—日本, 中国, 朝鮮』平凡社 1979 年, 43 ページ
- (37)——高橋前掲注 32, 389 ページ
- (38)——福田アジオ『番と衆—日本社会の東と西—』吉川弘文館 1997 年, 41 ページ
- (39)——蒲生正男「奈良県北部における神社祭祀と村落構造」坪井洋文編『祭祀的世界と村落—儀礼・司祭者・共同体—』1981 年, 55 ページに、「巷間、宮座制村落というものが、日本の伝統的村落構造の一つとして提唱されているが、日本の村落にみる宮座の構造原理にはかなりの異質性もあり、宮座制村落として宮座組織をもつ村落をすべて包含させることは適切であるとは思えない。宮座が仮りに存在しようとしまいと、そこに存在する村落の構造原理が、ある種の独特のものをもっているなら、その点にこそ注目すべきであり、私が当屋制村落として仮称する村落構造は、われわれが従来から想定してきた同族制村落なり年齢階梯制村落とも異質の、第三の村落構造類型として設定しうる可能性が多分にあるように思えてならない」と述べている。
- (40)——たとえば、I—①：長老衆 A タイプの AB 一致型には、滋賀県滋賀郡雄琴村大字千野など、I—②：長老衆 A タイプの AB 分離型には、奈良市奈良阪など、II—②：座衆 A タイプの AB 分離型には奈良市大柳生などの例がある。
- (41)——豊田武前掲注 4, 481 ページ
- (42)——豊田前掲注 4, 485 ページ
- (43)——この 2 つのタイプの併存という事実に対して考える可能性は以下の通りである。
1. 両者は無関係であり、全く別々の系統の民俗伝承で

ある

2. 両者の間には一定の相関関係が存在する
 - (1)両者に先行する別のタイプが存在し、この両者はそれから変化した形で、並行関係にある
 - (2)両者に先行する別のタイプは存在せず、一方が基本的な形で、もう一方がその変化した形である
 - ①AB 分離型が基本的な形で、AB 一致型はその変化した形である
 - ②AB 一致型が基本的な形で、AB 分離型はその変化した形である

以上のうち、個別の民俗調査の現場感覚をもとに導き出せるのが、2 の(2)の②であり、AB 一致型が基本的な形で、AB 分離型はその変化した形である、という推定である。

(44)——奈良市大柳生は平成 8 (1996) 年現在、戸数 121 戸の集落で、村の中央を北流する白砂川の西側と東側の山の斜面に垣内と呼ばれる小集落が 8 つある。それらは、南の高台にある上出垣内 (28 戸)、大西垣内 (11 戸)、下脇垣内 (16 戸)、上脇垣内 (16 戸)、北塔坂垣内 (11 戸)、南塔坂垣内 (23 戸)、下出垣内 (8 戸)、泉 (15 戸) 垣内の 8 つの垣内である。8 つの垣内は大柳生自治会を構成して村落運営を行っているが、氏子組織としては 2 つに分かれている。泉垣内だけが垣内に存在する多聞神社 (元は八王子社) を氏神として祀っており、他の 7 垣内の計 106 戸は共同して夜支布山口神社を氏神として祀っている。また、泉垣内を除く 7 つの垣内は、そのなかでも大西、下脇、上脇の 3 垣内を合わせて西垣内と呼び、北塔坂、南塔坂、下出の 3 垣内を合わせて東垣内と呼び、上出垣内を含めて、地域的に大きく 3 つの区分がされている。これらの 3 つの垣内を単位として墓地が共有され、また神社が合祀される以前には上出垣内は山口神社を、西垣内は立磐神社を、東垣内は九頭神社をそれぞれ祭っていたといい、大柳生に伝わる太鼓踊りという芸能の単位としてもこの 3 つの垣内が機能している。

大柳生の宮座祭祀や太鼓踊りなどの民俗に関する主な論考には以下のものがある。佐々木聖佳・廣井榮子「大柳生の太鼓踊」(『奈良市民俗芸能調査報告書—六斎念仏・風流・語りもの—』奈良市教育委員会) 1990 年、鹿谷勲「大柳生・夜支布山口神社のガクウチとスモウ」(『奈良市民俗芸能調査報告書—田楽・相撲・翁・御田・神楽』奈良市教育委員会) 1990 年、岸田史生「垣内をめぐる村落祭祀と座—奈良市大柳生町の事例より—」『鷹陵史学』24 1998 年、「父と子の祭礼—大和東高原

のトウヤ儀礼—」八木透編『フィールドから学ぶ民俗 生の民俗誌』1998年など。
学』昭和堂 2000年, 東京女子大学民俗調査団『大柳

(国立歴史民俗博物館民俗研究部)

(2001年2月28日 審査終了受理)

An Essay on Typology of Miyaza: A Ritual Organization Generally Focused upon the Shrine of the Local Tutelary Deity, *Ujigami*

SEKIZAWA Mayumi

This paper first attempts typological discussion of *miyaza*, as a part of deepening the studies of *miyaza*, and secondly examines this typology in relation with an individual case study through concrete analysis of the case.

Preceding studies of *miyaza* have pointed out that the important constituent elements of *miyaza* are *choroshu*, *kannushi*, and *toya*. In this paper, concerning *kannushi* and *toya*, the author tries new classification not by folk terminology but by the function in rituals; A *kannushi* means the one in charge of worshipping gods, and B *toya* means the one who manages as a whole. In *miyaza* with *choroshu*, the principal role is the one who worships gods. Depending on the classification by the role of A, the author extracts two types; (I) *choroshu* play the role, and (II) *zashu* play the role. In both types, the role of A can be positioned as close adhesion to *choroshu*. According to the analysis of TOYOTA Takeshi, *choroshu* are assumed to have been specialized from ordinary *zashu* in the middle ages; in that process they are supposed to have assimilated the role of A as their own role. On the contrary, the role of B does not necessarily stick to *choroshu*, and it is a duty among ordinary *zashu*. To play the role of B is considered to be an initiation into *za* or *choro*. HIGO Kazuo points out two types in different way: A B coincident type and A B separate type. In these cases, both A and B are called “*kannushi*” or “*toya*” in folk terminology, thus their designations cross each other.

This complication of titles suggests that A B coincident type, in other words, both A and B are played by the same person, is the fundamental form.

The author analyzes the case of *miyaza* in Oyagyu, Nara City, and points out as follows; the role of A can be positioned as close adhesion to *choroshu*, and the process of separating the two roles is examined.

key words: *Miyaza* (a ritual organization generally focused upon the Shrine of the local tutelary deity, *ujigami*), *Chorosyu* (the elders in *Miyaza*, ritual societies), Initiation, The one in charge of worshipping gods, The one who manages the ritual
